

(別表2)(第10条関係)

貸付資金の種類	資金内容	貸付条件等
<p>1 事業経営改善合理化資金</p>	<p>(1) 素材生産等促進資金</p> <p>森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会、森林所有者(素材生産に係るものに限る。)又は数人共同の事業体若しくは単独事業体(数人共同事業体に単独事業体を加えた事業体を含む。以下「数人共同事業体等」という。)が素材生産、素材若しくは木材製品の引取り(木材市場に係る事業体にあつては、木材市場における卸売取引に係るものに限る。)又は素材若しくは木材製品の加工を行うために必要な運転資金で、次に掲げるもの。</p> <p>ア 素材生産を行うのに必要な資金であつて、立木購入代金(前渡金、予約金等を含む。)及び素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用(作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。)</p> <p>イ 素材の引取りを行うのに必要な資金であつて、素材の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。)及び素材の引取りに必要な輸送費</p> <p>ウ 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であつて、製材等の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。)及び製材等の引取りに必要な輸送費</p> <p>エ 素材等の加工を行うのに必要な資金であつて、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金(素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。)</p> <p>なお、エの素材等の加工を行うのに必要な資金の貸付対象者は、アからウまでのいずれかの資金を借り受けようとする者に限る。</p>	<p>① 青森県木材産業等高度化推進資金制度運営要領(以下「運営要領」という。)第3条第1項第1号に該当する事業体</p> <p>② 運営要領第3条第1項第2号から第6号までに該当する事業体で木材の年間取扱量がおおむね3,000m³以上の単独事業体</p> <p>③ 運営要領第3条第1項第2号から第6号までに該当する数人共同の事業体及び数人共同事業体等で木材の年間取扱量の合計がおおむね3,000m³以上の事業体</p> <p>④ 新製品の開発等により木材の需要拡大に努めている単独事業体(以下「需要開拓者」という。)</p> <p>⑤ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第2条第5項に規定する登録認定機関の認定(製材の日本農林規格(平成19年農林水産省告示第1083号)のうち、構造用製材に係るものに限る。)を受けた木材製造業を営む単独事業体(以下「JAS認定業者」という。)</p> <p>⑥ JAS認定業者を含む数人共同の事業体及び数人共同事業体等(JAS認定業者以外の者にあつては、1年以内に当該認定を受けることが確実と見込まれる者。以下「JAS認定業者等」という。)</p> <p>⑦ 運営要領第3条第1項第2号から第4号までに該当する単独事業体で木材の年間取扱量がおおむね1,500m³以上の単独事業体</p> <p>利率</p> <p>(単独事業体にあつては、中規模事業体(木材の年間取扱量がおおむね3,000m³以上の事業体)への貸付に係るものに限る。)</p> <p>短期運転資金 年1.50%</p> <p>長期運転資金 年1.20%</p> <p>(資金の回収期間が1年を超えるもの)</p> <p>(単独事業体にあつては、中規模事業体への貸付に係るものを除く。)</p> <p>短期運転資金 年1.60%</p> <p>長期運転資金 年1.30%</p> <p>(資金の回収期間が1年を超えるもの)</p> <p>償還期間</p> <p>短期運転資金 1年以内</p> <p>長期運転資金 5年以内</p> <p>(据置期間1年以内を含む。)</p> <p>貸付限度額</p> <p>1億円</p> <p>(特認2億円、4億円、5億円)</p>

貸付資金の種類	資金内容	貸付条件等
1 事業経営改善合理化資金	(2) 素材転換促進資金 森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会又は木材製造業を営む者が、原材料調達の一部を外材から国産材にシフトするための素材の引取りを行うために必要な運転資金で、素材購入代金（前渡金、予約金を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費	<p>運営要領第3条第1項第1号に該当する事業体、同項第4号に該当する単独事業体で国産材の取扱量の増加が見込める事業体、需要開拓者並びにJAS認定業者及びJAS認定業者等</p> <p>利率 短期運転資金 年1.30% 長期運転資金 年1.00% (資金の回収期間が1年を超えるもの)</p> <p>償還期間 短期運転資金 1年以内 長期運転資金 5年以内 (据置期間1年以内を含む。)</p> <p>貸付限度額 1億円 (特認2億円、4億円)</p>
1 事業経営改善合理化資金	(3) 間伐等促進資金 森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会、森林所有者又は数人共同事業者等が間伐等に係る素材生産、間伐材等の素材若しくはこれらに係る製品の引取り（木材市場に係る事業体にあつては、木材市場における卸売取引に係るものに限る。）又は間伐材等の素材若しくはこれらに係る製品の加工（本資金を借り受けて素材生産又は間伐材等の素材若しくはこれらに係る製品の引取りを行う者に係るものに限る。）を行うために必要な運転資金で、次に掲げるもの。 ア 間伐等に係る素材生産を行うのに必要な資金であつて、間伐等に係る立木購入代金（前渡金、予約金を含む。）、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。） イ 間伐材等の素材の引取りを行うのに必要な資金であつて、間伐材等の素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び間伐材等の素材の引取りに必要な輸送費 ウ 間伐材等に係る製品の引取りを行うのに必要な資金であつて、間伐材等に係る加工丸太及び製材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）並びに間伐材等に係る加工丸太及び製材の引取りに必要な輸送費 エ 間伐材等の素材等の加工を行うのに必要な資金であつて、作業労賃、電力費、燃料費及びその他の木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。） なお、エの間伐材等の素材等の加工を行うのに必要な資金については、アからウまでのいずれかの資金を借り受けようとする者に限る。	<p>運営要領第3条第1項第1号に該当する事業体、同項第2号から6号までに該当する単独事業体（数人共同事業者等含む。）及び数人共同の事業体、需要開拓者並びにJAS認定業者及びJAS認定業者等</p> <p>小規模事業者（ただし、専門的に間伐等を行う者） (木材の年間取扱量がおおむね1,000m³以上でかつ間伐材等の年間取扱量が木材の年間取扱量のおおむね5割以上の事業者)</p> <p>利率 短期運転資金 年1.60% 長期運転資金 年1.30% (資金の回収期間が1年を超えるもの)</p> <p>中規模事業者 (木材の年間取扱量がおおむね3,000m³以上でかつ間伐材等の年間取扱量がおおむね1,500m³以上の事業者)</p> <p>利率 短期運転資金 年1.50% 長期運転資金 年1.20% (資金の回収期間が1年を超えるもの)</p> <p>大規模事業者 (木材の年間取扱量がおおむね10,000m³以上でかつ間伐材等の年間取扱量がおおむね5,000m³以上の事業者)</p> <p>利率 短期運転資金 年1.30% 長期運転資金 年1.00% (資金の回収期間が1年を超えるもの)</p> <p>償還期間 短期運転資金 1年以内 長期運転資金 5年以内 (据置期間1年以内を含む。)</p> <p>貸付限度額 1億円 (特認2億円)</p>

貸付資金の種類	資金内容	貸付条件等
2 構造改善合理化資金	(1)チップ等安定供給資金	<p>運営要領第3条第1項第1号に該当する事業体並びに同項第2号から第4号までに該当する数人共同の事業体及び単独事業体(数人共同事業体等含む。)</p> <p>利率 短期運転資金 年1.30% 長期運転資金 年1.00% (資金の回収期間が1年を超えるもの)</p> <p>償還期間 短期運転資金 1年以内 長期運転資金 5年以内 (据置期間1年以内を含む。)</p> <p>貸付限度額 1億円 (特認2億円)</p>
	(2)木材高度加工資金	<p>次に掲げる木材の製造に係る事業体が木材の加工を行うために必要な運転資金で、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金(素材、製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。)</p> <p>ア 次の施設又は設備を導入している木材の加工を行う事業体であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね3,000m³以上のもの</p> <p>a 集成材製造施設 b 人工乾燥施設 c 薬剤処理施設 d プレカット加工施設 e 廃木材破砕・再生処理施設 f 製材用省力化設備 g 合板用省力化設備 h 木製組立材料製造用省力化設備 i 合板用原材料として広葉樹から針葉樹への原料転換を図るための機械設備</p> <p>イ 合併等により新たに設立された素材等の加工を行う事業体であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね5,000m³以上のもの</p> <p>ウ 木材 JAS 製品、乾燥材等の高度加工を行うもの</p> <p>エ ただし、ア、イ及びウとも契約、協定等に基づき素材又は木材製品を引取り、その加工を行うのに必要となる資金を借り受けようとする者に限る。</p> <p>運営要領第3条第1項第1号に該当する事業体並びに同項第4号に該当する数人共同の事業体及び単独事業体(数人共同事業体等含む。)</p> <p>利率 短期運転資金 年1.30% 長期運転資金 年1.00% (資金の回収期間が1年を超えるもの)</p> <p>償還期間 短期運転資金 1年以内 長期運転資金 5年以内 (据置期間1年以内を含む。)</p> <p>貸付限度額 1億円</p>

貸付資金の種類		資金内容	貸付条件等
2 構造改善合理化資金	(3) 原木確保協定促進資金	<p>ア 木材の製造に係る事業者が原木を安定的に確保するため、立木又は素材の計画的な引取り若しくは木材製品の加工を行うために必要な運転資金で、立木又は素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、立木又は素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費及びその他の素材等を加工するのに必要な資金（販売・管理費を除く。）</p> <p>イ 木材の卸売又は木材市場に係る事業者が原木を安定的に確保するため、立木又は素材の計画的な引取りを行うために必要な運転資金で、立木又は素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び立木又は素材の引取りに必要な輸送費</p> <p>ウ ただし、ア及びイとも木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律47号）第4条第1項に規定する木材安定供給確保事業に関する計画として知事又は農林水産大臣の認定を受けた契約、協定等に基づき立木の購入又は素材の引取りに必要な資金を借り受けようとする者に限る。</p>	<p>① 運営要領第3条第1項第4号に該当する数人共同の事業者及び単独事業者（数人共同事業者等含む。）</p> <p>② 運営要領第3条第1項第5号及び第6号に該当する数人共同の事業者及び単独事業者（数人共同事業者等含む。）</p> <p>利率 短期運転資金 年1.50% 長期運転資金 年1.20% （資金の回収期間が1年を超えるもの）</p> <p>償還期間 短期運転資金 1年以内 長期運転資金 5年以内 （据置期間1年以内を含む。）</p> <p>貸付限度額 3億円 林野庁長官が4億円を超えない範囲で承認した場合は、その承認額</p>
3 林業経営高度化推進資金		<p>ア 林業を営む者が行う造林に必要な運転資金で、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設使用料、作業委託費</p> <p>イ 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業者又は知事が認定した中核組合が素材生産を請負わせるために必要な運転資金で、素材生産に係る請負契約に基づく前渡金及び中間払金並びに当該請負契約を行うために必要となる作業労賃</p>	<p>運営要領第3条第1項第1号に該当する事業者並びに同項第2号及び第3号に該当する数人共同の事業者及び単独事業者（数人共同事業者等含む。）</p> <p>利率 短期運転資金 年1.60% 長期運転資金 年1.30% （資金の回収期間が1年を超えるもの）</p> <p>償還期間 短期運転資金 1年以内 長期運転資金 5年以内 （据置期間1年以内を含む。）</p> <p>貸付限度額 5千万円 （特認1億5千万円）</p>

※ 貸付限度額の特認は、林野庁長官の定める基準に該当し、林野庁長官が特認金額を超えない範囲内で承認した額とする。